源泉所得税において還付が発生した場合の処理

＜質問＞

当期に発生した源泉所得税について、下記の仕訳処理を行いました。

（1）　当期：「期中」の計上

法人税、住民税及び事業税 100,000／受取利息 100,000

（2）　当期：源泉所得税が全額還付となった場合の「決算時」の処理

未収入金 100,000／法人税、住民税及び事業税 100,000

翌期において、下記の仕訳処理を行いました。

（3）　翌期：還付金の「入金時」の処理

現預金 100,000／未収入金 100,000

当期及び翌期のワーキングシートの入力はどうなりますか？

＜回答＞

■当期の処理（源泉所得税の還付請求額を計上）

源泉所得税の還付分を未収計上とした場合は、本税に含めず、別表５（2）の 28 欄（源泉・外国税）の「当期発生税額」及び「仮払経理納付」に登録します。

・「332-1.法人税ワーキングシートの入力①」又は「441-1.法人税ワーキングシートの入力②」ＷＳ

[別表５（２）：租税公課の納付（還付）状況等]＞[租税公課の納付（還付）状況]タブ

税目及び事業年度			（△期首未収還付税額）期首現在未納税額	当期発生税額	（△納税充当金受入）納税充当金	（△仮払税金で受入）仮払経理	（△雑収入等で受入）損金経理	（△期末未収還付税額）期末現在未納税額
損金算入	利子税	20						
	延滞金	21						
		22						
		23						
損金不算入	加算税等	24						
	延滞税	25						
	延滞金	26						
	過怠税	27						
	源泉・外国税	28		100,000		100,000		0
		29						
合計			(△　　)	(△　　)	(△　　)	(△　　)	(△　　)	(△　　)
				100,000		100,000		0

※別表１の「所得税の額」は別表６（１）の６欄の③から連動します。

そのため、別表５（2）の 28 欄から別表１の「所得税の額」には連動しません。

申告書は下記の表示となります。

■別表１

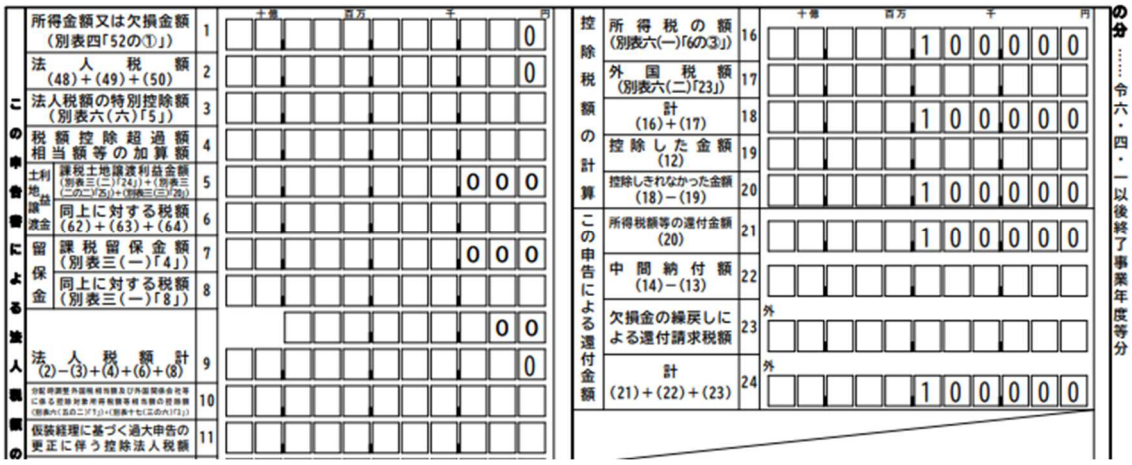

■別表４

当期利益又は当期欠損の額		1	円 0	円 0	配当	円
					その他	
加算	損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）	2				
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3				
	損金経理をした納税充当金	4				
	損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税	5			その他	
	減価償却の償却超過額	6				
	役員給与の損金不算入額	7			その他	
	交際費等の損金不算入額	8			その他	
	通算法人に係る加算額（別表四付表「５」）	9			外 ※	
		10				
	小計	11			外 ※	
減算	減価償却超過額の当期認容額	12				
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
	受取配当等の益金不算入額（別表八（一）「５」）	14			※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八（二）「２６」）	15			※	
	受贈益の益金不算入額	16			※	
	適格現物分配に係る益金不算入額	17			※	
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※	
	通算法人に係る減算額（別表四付表「１０」）	20			※	
	仮払諸税	21	100,000	100,000		
	小計	22	100,000	100,000	外 ※	
仮計（１）＋（１１）－（２２）		23	△ 100,000	△ 100,000	外 ※	0
対象純支払利子等の損金不算入額（別表十七（二の二）「２９」又は「３４」）		24			その他	
超過利子額の損金算入額（別表十七（二の三）「１０」）		25	△		※	△
仮計（（２３）から（２５）までの計）		26	△ 100,000	△ 100,000	外 ※	0
寄附金の損金不算入額（別表十四（二）「２４」又は「４０」）		27			その他	
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は事業適応設備等の益金算入額（別表十（一）「５」若しくは別表十（二）「１４」又は別表十（一）「６」若しくは別表十（二）「１１」）		28			※	
法人税額から控除される所得税額（別表六（一）「６の③」）		29	100,000		その他	100,000
税額控除の対象となる外国法人税の額（別表六（二の二）「７」）		30			その他	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額（別表六（五の二）「５の②」）＋（別表十七（三の六）「１」）		31			その他	
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九（二）「１０」）		32				
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額（別表十（四）「２０」、「２１」又は「２３」）		33			※	
合計（26）＋（27）±（28）＋（29）＋（30）＋（31）＋（32）±（33）		34	0	△ 100,000	外 ※	100,000

「・」以後終了事業年度分

■別表５（１）

Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細書							
区分			期首現在利益積立金額 ①	当期の増減 減 ②	当期の増減 増 ③		差引翌期首現在利益積立金額 ①－②＋③ ④
利益準備金		1	円	円	円		円
積立金		2					
仮払諸税		3				Δ 100,000	Δ 100,000
繰越損益金（損は赤）		25					
納税充当金		26					
未納法人税等（各事業年度のに所得税に対する）	未納法人税及び未納地方法人税（附帯税を除く。）	27	Δ	Δ	中間 Δ 確定 Δ 0		Δ 0
	未払通算税効果額（附帯税の額に係る部分の金額を除く。）	28			中間 確定		
	未納道府県民税（均等割を含む。）	29	Δ	Δ	中間 Δ 確定 Δ		Δ
	未納市町村民税（均等割を含む。）	30	Δ	Δ	中間 Δ 確定 Δ		Δ
差引合計額		31				Δ 100,000	

（一）令六・四・一以後終了

■別表５（２）

その他 損金算入のもの	利子税	20						
	延滞金（延納に係るもの）	21						
		22						
		23						
損金不算入のもの	加算税及び加算金	24						
	延滞税	25						
	延滞金（延納分を除く。）	26						
	過怠税	27						
	源泉所得税等・外国税	28		100,000		100,000		0
		29						

納税充当金の計算

期首納税充当金		30	円	取崩額 その他	損金算入のもの	36	円
繰入額	損金経理をした納税充当金	31			損金不算入のもの	37	
		32				38	
	計 (31)＋(32)	33	0		仮払税金消却	39	
取崩額	法人税額等（5の②）＋（10の②）＋（15の②）	34			計 (34)＋(35)＋(36)＋(37)＋(38)＋(39)	40	0
	事業税及び特別法人事業税（19の②）	35			期末納税充当金 (30)＋(33)－(40)	41	0

■翌期の処理（源泉所得税の還付分の受入計上）

所得には影響させず仮払諸税の期末残高を０とするため、仮払諸税の「損金経理」と所得税額等及び欠損金の繰戻還付の「社外流出」に登録します。

・「332-1.法人税ワーキングシートの入力①」又は「441-1.法人税ワーキングシートの入力②」ＷＳ

[別表５（２）：租税公課の納付（還付）状況等]＞[仮払税金の消却]タブ

租税公課の納付(還付)状況　仮払税金の消却　通算税効果額の決済額等

２．仮払税金の消却について入力してください。

仮払税金の種類	前期繰越額	納税充当金取崩消却	損金経理による消却
仮払法人税及び仮払地方法人税	△		
仮払都道府県民税	△		
仮払市町村民税	△		
仮払事業税等	△		
仮払諸税	△ 100,000		100,000
合　計	△ 100,000		100,000

[別表４・５（1）：所得金額の計算基礎（必須）]＞[流出・減算]タブ

当期利益　利益準備金等　留保1　留保2　留保3　流出･加算　流出･減算　税効果1　税効果2

８．別表四の税務調整(社外流出・減算)について入力してください。

行	摘　　要		社外流出	
1	受贈益の益金不算入額	16	※	
2	適格現物分配に係る益金不算入額	17	※	
3	所得税額等及び欠損金の繰戻し還付	19	※	100,000
4				
5				
6				
7				
95	超過利子額の損金算入額	25	※	
96	沖縄の認定法人の所得の特別控除額	28	※	
97	国家戦略特別区域における所得の特別控除額	28	※	(自動転記)
98	対外船舶運航事業者の所得の損金算入額	33	※	
99	非適格合併等による移転資産等の譲渡損失額	38	※	
100	欠損金等の当期控除額(別表7(1)[4の計]等)	44	※	(自動転記)
101	新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費控除額	46	※	
小　計				100,000

※参考※

下記画面は自動的に繰り越されています。

・「331-1.法人税の前期繰越金額等の確認」ＷＳ>[利益積立３]タブ

利益積立１ | 利益積立２ | 利益積立３ | 利益積立４ | 特殊調整 | 税効果 | 資本金

１．期首現在利益積立金額①（別表五(一)） (3/4)

行	区分		金額
63	減価償却超過額		
64	繰延資産償却超過額		
65	一括償却資産損金算入限度超過額		
66	繰延消費税額等損金算入限度超過額		
67	未収還付法人税等（欠損繰戻分）		△
68	仮払法人税及び仮払地方法人税		△
69	仮払都道府県民税		△
70	仮払市町村民税		△
71	仮払事業税等		△
72	仮払諸税		△ 100,000
73	繰越損益金	25	
74	納税充当金	26	
75	未払事業税等		△

申告書は下記の表示となります。

■別表４

当期利益又は当期欠損の額		1	円 0	円 0	配当	円
					その他	
加算	損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）	2				
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3				
	損金経理をした納税充当金	4				
	損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税	5			その他	
	減価償却の償却超過額	6				
	役員給与の損金不算入額	7			その他	
	交際費等の損金不算入額	8			その他	
	通算法人に係る加算額（別表四付表「5」）	9			外 ※	
	仮払税金消却額	10	100,000	100,000		
	小計	11	100,000	100,000	外 ※	
減算	減価償却超過額の当期認容額	12				
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
	受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「5」）	14			※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八(二)「26」）	15			※	
	受贈益の益金不算入額	16			※	
	適格現物分配に係る益金不算入額	17			※	
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19	100,000		※	100,000
	通算法人に係る減算額（別表四付表「10」）	20			※	
		21				
	小計	22	100,000		外 ※	100,000
仮計（1）＋（11）－（22）		23	0	100,000	外 ※	△ 100,000 0

（一）令六・四・一以後終了事業年度分

■別表５（１）

Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細書

区分			期首現在利益積立金額 ①	当期の増減 減 ②	当期の増減 増 ③	差引翌期首現在利益積立金額 ①－②＋③ ④
利益準備金		1	円	円	円	円
積立金		2				
仮払諸税		3	△ 100,000	△ 100,000		0
		4				
繰越損益金（損は赤）		25				
納税充当金		26				
未納法人税等（各事業年度のに係る所得に対する）	未納法人税及び未納地方法人税（附帯税を除く。）	27	△	△	中間 △ 確定 △ 0	△ 0
	未払通算税効果額（附帯税の額に係る部分の金額を除く。）	28			中間 確定	
	未納道府県民税（均等割を含む。）	29	△	△	中間 △ 確定 △	△
	未納市町村民税（均等割を含む。）	30	△	△	中間 △ 確定 △	△
差引合計額		31	△ 100,000	△ 100,000		

（一）令六・四・一以後終了事

■別表５（２）

その他	損金算入のもの	利子税	20						
		延滞金（延納に係るもの）	21						
			22						
			23						
	損金不算入のもの	加算税及び加算金	24						
		延滞税	25						
		延滞金（延納分を除く。）	26						
		過怠税	27						
			28						
			29						

納税充当金の計算

期首納税充当金		30	円	取崩額	その他	損金算入のもの	36	円
繰入額	損金経理をした納税充当金	31				損金不算入のもの	37	
		32					38	
	計 (31)+(32)	33	0			仮払税金消却	39	
取崩額	法人税額等 (5の㊀)+(10の㊀)+(15の㊀)	34			計 (34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)		40	0
	事業税及び特別法人事業税 (19の㊀)	35			期末納税充当金 (30)+(33)−(40)		41	0

（注）当入力例は、処理の一例です。実際に入力する際は、顧問税理士等にご相談のうえ、各企業の処理方法に基づいて入力してください。